

大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱

制 定 平成 30 年 7 月 26 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保を図るため、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるものほか、道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の新設に要する費用の一部に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、組積造（れんが塀、石積塀等）の塀及びその他これらに類する塀（塀に付随する門柱・門扉（以下「門」という。）を含む。）をいう。ただし、大阪市、大阪府及び都市再生機構等の公的事業主体が所有又は管理するものを除く。
- (2) 軽量フェンス等 ネットフェンスやアルミフェンス等のフェンス類及びその他塀と同等の機能を有すると認められるもの（これらに付隨する門を含む。）をいう。
- (3) 道路等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路（以下「基準法道路」という。）のほか、不特定多数の市民の通行の用に供している通路又は公園等（植栽等があり、人が近づくことができない空間を除く。）をいう。
- (4) 補助事業 大阪市域において、次に掲げる事項のいずれかを行い、補助金の交付を受ける事業をいう。ただし、過去にこの要綱に基づき、第 11 条の通知を受けた補助事業者が、同一の敷地で行う事業は除く。
 - ア 道路等に面し、別表 1 に掲げる安全性の確認ができない高さ 80cm 以上のブロック塀等（これに付隨する軽量フェンス等を含む。）について、ブロック塀等が高さ 80cm 未満となるように撤去（門のみの撤去を除く。）すること。ただし、基準法道路内にあるブロック塀等については、道路等の地盤面まで撤去するものに限る。
 - イ アの適用を受けてブロック塀等を撤去した範囲内において、軽量フェンス等（これに付隨する高さ 80cm 未満のブロック塀等を含む。）を新設（基準法道路内に突出しないものに限る。以下同じ。）すること
- (5) 補助事業者 この要綱に基づき補助事業を行い、補助金の交付を受けようとする又は交付の決定を受けた者で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア ブロック塀等の所有権を有する者
 - イ アの承諾を得たその配偶者又は一親等内の親族

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第4号アに規定するブロック塀等の撤去及び同条同号イに規定する軽量フェンス等の新設に要する費用とする。ただし、消費税等相当額及び大阪市等の他の事業により補助や補償等を受ける部分に係る費用は除く。

2 補助金の額は、補助対象経費及び別表2に定める補助対象項目ごとの補助限度額単価により算出した金額の低い方の2分の1に相当する額とする。ただし、補助対象項目ごとの補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象項目に応じ、当該各号に定める額を上限とする。また、補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。なお、補助金の額は予算の範囲内とする。

（1）前条第4号アに規定するブロック塀等の撤去 150,000円

（2）前条第4号イに規定する軽量フェンス等の新設 250,000円

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式1）に別表3に掲げる書類を添付して、補助事業にかかる工事契約予定日の30日前、かつ、工事契約予定日の属する年度の12月28日（その日が本市の定める休日（以下「休日」という。）である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請までに工事契約を締結した場合であっても、工事に未着手であることを証明できるときは、本項本文の「工事契約」を「工事着手」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条に規定する期日までに完了報告を提出できない場合は、申請することができないものとする。

3 補助事業者は、ブロック塀等の撤去に係る第11条の通知を受けた後に、第2条第4号イの適用を受けようとする場合において、同通知を受けた年度又は翌年度に、第1項の規定に基づき、軽量フェンス等の新設に係る補助金の交付の申請を行うことができるものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式2）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するにあたって、規則第6条第1項各号に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式3）により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内（申請書の不備に係る訂正等に要する日数は除く。）に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日までに、補助金交付申請取下書（様式4）により申請の取下げを行うことができる。

2 市長は、前項の規定による取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなし、補助金交付申請取下承認通知書（様式4-2）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の工事着手）

第7条 補助事業者は、第4条第1項の規定による交付申請における工事契約予定日にかかわらず、第5条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降に工事契約し、その後に工事着手しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第1項ただし書の規定に基づき交付申請を行う場合は、当該交付申請における工事着手予定日にかかわらず、第5条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降に工事に着手し、速やかに工事着手届（様式2-2）を市長に届け出なければならない。

3 補助事業者は、第8条第1項イの規定に基づき変更承認申請を行う場合は、同条第2項第1号の規定による補助金変更承認通知日以降に当該変更部分の工事に着手し、速やかに工事着手届（様式2-2）を市長に届け出なければならない。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、補助事業について次の各号に係る事業内容の変更、事業の中止又は事業の廃止をする場合においては、次表の第一欄に掲げる場合のときは、第二欄に定める様式を別表3で定める書類を添付して、第三欄に定める期日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

（1）補助金交付決定額

（2）補助事業者の氏名及び住所

（3）その他、市長が必要と認める事項

	第一欄（場合）	第二欄（様式）	第三欄（期日）
ア	第1号から第3号までの変更（ただし、次項「イ」の場合を除く。）	補助金変更承認申請書（様式5）	交付決定通知日の属する年度の2月末日
イ	第1号の変更（変更申請額が既交付決定額を超える場合。）	補助金変更承認申請書（様式5）	交付決定通知日の属する年度の12月28日かつ当該変更部分の工事着手予定日の30日前
ウ	補助事業の中止又は廃止	補助金中止・廃止承認申請書（様式7）	交付決定通知日の属する年度の2月末日

2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請書が到達してから30日以内（申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除く。）に承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認すべきものと認めたとき
補助金変更承認通知書（様式 6）
 - (2) 補助金中止・廃止承認申請書の提出があった場合において、中止又は廃止を承認すべきものと
認めたとき 補助金中止・廃止承認通知書（様式 8）
 - (3) 承認することが不適当であると認めたとき 不承認通知書（様式 9）
- 3 市長は、補助事業者が第1項に該当するにもかかわらず申請を怠った場合、補助金交付決定取消通知書（様式 10）により補助事業者に補助金の交付決定を取り消す旨の通知をするものとする。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、第5条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したときは、補助金完了報告書（様式 11）に別表3で掲げる書類を添付して、当該補助事業に係る補助金の交付決定を受けた年度の2月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第10条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるために、必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、第9条に規定する報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地の検査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金額確定通知書（様式 12）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の時期等)

第12条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の次の年度の4月末日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに当該補助金の交付の請求を市長にしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、当該請求に係る補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の請求を受けた場合は、請求があつた日から30日以内に口座振替により補助金を支払うものとする。ただし、請求に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付の決定を受けたとき

- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
 - (3) 前2号のほか、この要綱に違反したとき
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にした場合
- 2 市長は、前項に規定する取消しをした場合は、理由を付して補助金交付決定取消兼返還命令書（様式13）により補助事業者に通知するものとする。ただし、前項第4号に該当する場合で、あらかじめ本市に補助金の全部を納付したときは、補助金交付決定取消通知書（様式10）により補助事業者に補助金の交付決定を取り消す旨を通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する取消しをした場合は、それ以外の交付決定についても全部又は一部を取り消すことができる。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第14条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式14）により補助事業者に通知するものとする。

（軽量フェンス等の維持管理等）

- 第15条 補助事業者（第2条第4号イの適用を受けた場合に限る。以下この条において同じ。）は、新設した軽量フェンス等について、第11条の通知を受けた日から起算して10年以内は、補助事業完了時の形態を変更することなく、適切に維持管理を行うものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の交付の目的に反しない場合において、新設した軽量フェンス等を譲渡するときは、譲渡を受ける者に対して、この要綱を周知し、継承させるものとする。

（他制度との併用）

- 第16条 補助事業者は、他の公的融資又は補助金等を併せて受けようとするときは、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。
- 2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の公的融資又は補助等を行う機関と調整を図るものとする。

（補助事業の遂行）

- 第17条 補助事業者は、規則第10条の規定に基づき、補助事業を遂行しなければならない。

（立入検査等）

- 第18条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、若しくは補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、補助事業に係る図面及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に

対して質問させることができる。

- 2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。
- 3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業者に対して補助事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(補助金の返還等)

- 第 19 条 市長は、第 13 条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定取消兼返還命令書（様式 13）により期限を定めて当該補助金の返還を求めるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、規則第 19 条に基づき、加算金及び延滞金を本市に納付しなければならない。

(法令等の遵守)

- 第 20 条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、当該補助事業の実施箇所又はその周辺で、実施している、又は実施が予定されている公的事業等の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(代表申請者の選任及び責務)

- 第 21 条 複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合は、そのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事柄を責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての補助事業者が行った行為とみなす。
- 2 市長は、複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合における補助金の交付の決定から支払いに至るまでの手続き及び補助金の返還に関して、すべて代表申請者を相手方とする。
 - 3 代表申請者は、市長に対して、要綱に定める申請、届出、書類の提出並びに補助金の受領及び返還に関して責任を負うとともに、その内容をすべての補助事業者へ周知しなければならない。

(関係書類の整備)

- 第 22 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 11 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(調査協力)

- 第 23 条 補助事業者は、補助事業に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力するものとする。

(委任)

- 第 24 条 市長は、補助事業を実施するため、事務の一部を本市以外のものに委任することができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(第2条第4号ア関係)

コンクリートブロック塀の場合

安全性の確認項目		基 準
1	塀の高さ	地盤から 2.2m以下である。
2	塀の厚さ	10cm以上である。 (2m超 2.2m以下の場合は、15cm以上である)
3	控え壁	【塀の高さが 1.2m超の場合のみ】塀の長さが 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある。
4	基礎	コンクリートの基礎がある。
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。
※上記 1～5 の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。		
6	鉄筋	本項目の基準を確認できる図面がある。
		※以下の基準は、図面がある場合のみ確認する。
		塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。
		【塀の高さが 1.2m超の場合のみ】基礎の根入れ深さが 30cm 以上である。

組積造（れんが塀や石積塀等）の場合

安全性の確認項目		基 準
1	塀の高さ	地盤から 1.2m以下である。
2	塀の厚さ	十分である。
3	控え壁	塀の長さが 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある。
4	基礎	基礎がある。
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。
※上記 1～5 の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。		
6	基礎の根入れ深さ	本項目の基準を確認できる図面がある。
		※以下の基準は、図面がある場合のみ確認する。
		20cm 以上である。

※ コンクリートブロック塀及び組積造の塀以外のブロック塀等については、上表に準じて安全性を確認すること。

別表2(第3条第2項関係)

補助対象項目	単位	補助限度額単価
第2条第4号アに規定するブロック塀等の撤去	基礎撤去 有	m 24,900 円
	基礎撤去 無	m 12,200 円
第2条第4号イに規定する軽量フェンス等の新設	基礎 新設	m 48,000 円
	基礎 再利用	m 44,900 円

別表3 様式一覧

補助金交付申請書	様式1	
補助事業者一覧	様式1－2	・補助事業者が複数の場合のみ
委任状（代表申請者を除く全員）	様式1－3	・補助事業者が複数の場合のみ 代表申請者を除く全員の委任状が必要
補助事業者がブロック塀等の所有権を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		・補助事業者がブロック塀等の所有権を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合は、そのことを証する公の書類を添付すること
承諾書		・補助事業者がブロック塀等の所有権を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合のみ
付近見取り図		・撤去するブロック塀等又は新設する軽量フェンス等が面する道路等の位置を示すこと
ブロック塀等の安全性チェックリスト	様式1－4	・コンクリートブロック塀、組積造（れんが塀、石積塀等）の塀を撤去する場合のみ
ブロック塀等の安全性の確認ができないことを証明する書類		・上記以外の塀を撤去する場合のみ
ブロック塀等の撤去図		・ブロック塀等を撤去する場合のみ
軽量フェンス等の新設計画図		・軽量フェンス等を新設する場合のみ 幅員が4m未満の基準法道路に面する場合、道路中心線及び幅員を明記すること。なお、建築基準法第42条第2項に規定する道路においては、近隣の土地所有者と道路中心線について事前に確認すること。

道路中心線及び現況幅員に関する書類 (道路境界明示書・官民境界明示書等)		・幅員が4m未満の基準法道路に面するブロック塀等を道路の地盤面まで撤去しない場合又は幅員が4m未満の基準法道路に面して軽量フェンス等を新設する場合のみ
現況写真及び撮影方向位置図		・2方向程度
申請額内訳書	様式1-5	
見積書	様式1-6	・必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
誓約書	様式1-7	
工事に未着手であることを証する書類		・第4条第1項ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定通知書	様式2	
補助金不交付決定通知書	様式3	
補助金交付申請取下書	様式4	
補助金交付申請取下承認通知書	様式4-2	
工事着手届	様式2-2	・要綱第7条第2項又は第3項の規定により工事着手した場合のみ
補助金変更承認申請書	様式5	
申請額内訳書	様式1-5	
変更承認に必要な書類等(変更内容が確認できる書類等)		
当該変更部分の工事に未着手であることを証する書類		・第8条第1項イに基づき補助金変更承認申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類		
補助金変更承認通知書	様式6	

補助金中止・廃止承認申請書	様式 7	
補助金中止・廃止承認通知書	様式 8	
不承認通知書	様式 9	
補助金交付決定取消通知書	様式 10	
補助金完了報告書	様式 11	
工事請負契約書の写し		・補助事業者が工事契約していることが確認できる工事契約書等の写しを添付すること
補助事業完成図		・軽量フェンス等の新設を行う場合のみ
完成写真及び撮影方向位置図		
工事費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類） 又は 領収書等遅延理由書・契約書等の写し・請求書の写し	様式 11-2	・領収書等遅延理由書を提出する場合、補助金請求の際に工事費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類）を添付すること
その他報告に必要と認める書類		
補助金額確定通知書	様式 12	
請求書		
工事費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類）		・補助金完了報告の際に領収書等遅延理由書を提出した場合のみ
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定取消兼返還命令書	様式 13	
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書	様式 14	

※ 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。

(様式 1)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

〒

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

電話番号 ()

)

補 助 金 交 付 申 請 書

大阪市ブロック塀等撤去促進事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、指定書類を添えて次のとおり申請します。

補助事業の目的	地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保			
実施箇所 (住居表示)				
ブロック塀等が 面する道路等	<input type="checkbox"/> 基準法道路 (<input type="checkbox"/> 幅員4m以上 ・ <input type="checkbox"/> 幅員4m未満) <input type="checkbox"/> 通路等			
事業期間	工事契約日または工事契約予定日	令和 年 月 日		
	工事着手予定日	令和 年 月 日		
	事業完了予定日	令和 年 月 日		
交付申請額 (内訳は様式1-5)	ブロック塀等の撤去	円		
	軽量フェンス等の新設	円		
	交付申請額合計	円		
補助 対象 項目	ブロック塀等の種別	基礎の工事種別		撤去長さ
		<input type="checkbox"/> 撤去有 ・ <input type="checkbox"/> 撤去無		m
		<input type="checkbox"/> 撤去有 ・ <input type="checkbox"/> 撤去無		m
	軽量フェンス等の種別	基礎の工事種別		新設長さ
		<input type="checkbox"/> 新設 ・ <input type="checkbox"/> 再利用		m
		<input type="checkbox"/> 新設 ・ <input type="checkbox"/> 再利用		m

(様式 1－2)

補助事業者一覧

氏名	住所・電話番号
(代表申請者)	〒 電話番号
(代表申請者以外)	〒 電話番号
	〒 電話番号

(注) 1 補助事業者全員を記載してください。

2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。

3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行いますので、予めお知りおきください。

(様式 1－3)

大阪市長

令和 年 月 日

委任状

この度、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、

代表申請者として _____ 氏に委任いたします。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帶してその責任を負うものとします。

補助事業者

〒

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

電話番号 ()

(注)補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

ブロック塀等の安全性チェックリスト

□コンクリートブロック塀の場合

チェック項目		基 準	補助事業者チェック	備考
1	塀の高さ	地盤から2.2m以下である。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
2	塀の厚さ	10cm以上である。(2m超2.2m以下の場合は、15cm以上である)	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
3	控え壁	【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
4	基礎	コンクリートの基礎がある。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	

【以下の項目は、項目1～5の全てが「はい」の場合のみ回答】

6	鉄筋	本項目の基準を確認できる図面がある。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
		【以下は、図面がある場合のみ回答】		
		塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
		【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 基礎の根入れ深さが30cm以上である。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	

□組積造（れんが塀や石積塀等）の場合

チェック項目		基 準	補助事業者チェック	備考
1	塀の高さ	地盤から1.2m以下である。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
2	塀の厚さ	十分である。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
3	控え壁	塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
4	基礎	基礎がある。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	

【以下の項目は、項目1～5の全てが「はい」の場合のみ回答】

6	基礎の 根入れ深さ	本項目の基準を確認できる図面がある。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
		【以下は、図面がある場合のみ回答】		
		20cm以上である。	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	

(注) 1 補助事業者チェック欄で「いいえ」となった項目については、その内容が確認できる写真を添付すること。

2 コンクリートブロック塀及び組積造の塀以外のブロック塀等については、上記のチェック項目に準じて安全性を確認した上で、安全性を確認できないことが分かる書類を提出すること。

(様式1－5)

申 請 額 内 訳 書

1. ブロック塀等の撤去

A 補助対象 長さ	B 補助対象 限度額単価	C 長さによる 限度額 A × B	D 補助対象 経費 見積金額 (税抜)	E 補助率	F 基礎額 CとDの 低い方×E 千円未満切捨	G 上限額	H 申請額 FとGの 低い方
m []	<input type="checkbox"/> 基礎撤去 有 24,900円/m <input type="checkbox"/> 基礎撤去 無 12,200円/m	円 []	円 []	1/2	千円 []	千円 150	千円 []

A・C・Dの算出根拠（長さの単位はmとし小数第3位以下を切り捨てた数値で計算してください。）

2. 軽量フェンス等の新設（ブロック塀等の撤去における補助対象範囲内に限る）

I 補助対象 長さ	J 補助対象 限度額単価	K 長さによる 限度額 I × J	L 補助対象 経費 見積金額 (税抜)	M 補助率	N 基礎額 KとLの 低い方×M 千円未満切捨	O 上限額	P 申請額 NとOの 低い方
m []	<input type="checkbox"/> 基礎 新設 48,000円/m <input type="checkbox"/> 基礎 再利用 44,900円/m	円 []	円 []	1/2	千円 []	千円 250	千円 []

I・K・Lの算出根拠（長さの単位はmとし小数第3位以下を切り捨てた数値で計算してください。）

(注)補助金変更承認申請の際は、下段〔 〕に変更前の数値を記入してください。

(様式 1-6)

令和 年 月 日

様

見 積 書

作 成 者

工事場所

工事概要 ブロック塀等撤去工事 軽量フェンス等設置工事

有効期限 日 若しくは 令和 年 月 日 迄

名称・仕様等	数量	単位	金額	備考
ブロック塀等撤去工事				
ブロック塀等撤去工事 計				
軽量フェンス等新設工事				
軽量フェンス等新設工事 計				
その他工事				
その他工事 計				
合計 (税抜)				
消費税				
契約見込額 合計 (税込)				

令和 年 月 日

大阪市長

誓 約 書

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*軽量フェンス等を新設する場合

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

補助金を受けて新設する軽量フェンス等については、新設工事の請負業者から安全性に問題が無い旨の説明を受けています。また、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して10年以内は、補助事業完了時の軽量フェンス等の形態を変更することなく、適切に維持管理を行います。さらに、当該軽量フェンス等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承させます。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*構造上同一となっているブロック塀等の一部を撤去する場合

補助事業者は、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一となっているブロック塀等の所有者に対し、実施内容・方法、ブロック塀等の耐久性・耐震性への影響等について説明し、ブロック塀等の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

(注)補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

(様式2)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助事業者

(住所)

(氏名)

3 実施箇所

(住居表示)

4 補助対象項目

5 交付決定額

6 交付条件

(1) 大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第1項に規定する変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に該当補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。

(5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

7 その他

本通知の決定内容（交付条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金額確定通知を受けた日から5年間保存すること。

(様式2-2)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

工 事 着 手 届

令和 年 月 日 付け大阪市指令都整 第 号で 補助金交付決定
 補助金変更承認

を受けた補助事業について、工事又は変更部分の工事に着手したので、大阪市ブロック塀等撤去
促進事業補助金交付要綱第7条第2項又は第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 交付決定番号

2 実施箇所

(住居表示)

3 工事着手日 令和 年 月 日

(様式3)

大都整第号
令和年月日

様

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった補助金については、次のとおり交付しないこととしたので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

1 補助事業者

(住所)

(氏名)

2 実施箇所

(住居表示)

3 補助対象項目

4 不交付決定の理由

(様式4)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補 助 金 交 付 申 請 取 下 書

令和 年 月 日 付け大阪市指令都整 第 号にて通知を受けた補助金の交付決定について、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書

を受け取った日 令和 年 月 日

2 交付決定番号

3 補助対象項目 ブロック塀等の撤去 軽量フェンス等の新設

4 交付決定額 円

5 取下理由

(様式4－2)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付申請取下承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定した補助金について、
取下書の提出があったので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定
に基づき、次の内容の交付申請の取下げを承認したので通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助事業者

(住所)

(氏名)

3 実施箇所

(住居表示)

4 補助対象項目

5 交付決定額

(様式5)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補 助 金 変 更 承 認 申 請 書

令和 年 月 日 付け大阪市指令都整 第 号で 補助金交付決定 補助金変更承認

を受けた補助事業について、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

1 交付決定番号

2 補助対象項目 ブロック塀等の撤去 軽量フェンス等の新設

3 変更内容

補助金交付決定額の変更

既交付決定額 円

変更申請額 円

差引増△減額 円

その他の変更

4 変更理由

(様式6)

大阪市指令都整
令和 年 第 月 号

様

大阪市長

補 助 金 変 更 承 認 通 知 書

令和 年 月 日付で変更承認申請のあった補助金については、次のとおり承認することとしたので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助対象項目

3 変更内容

(様式 7)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日 付け大阪市指令都整 第 号で 補助金交付決定 補助金変更承認

を受けた補助事業について、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

記

1 交付決定番号

2 中止・廃止の理由

(様式8)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金中止・廃止承認通知書

令和 年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった補助金については、次のとおり承認することとしたので、大阪市ロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 中止・廃止の内容

(様式9)

大都整第号
令和年月日

様

大阪市長

不承認通知書

令和 年 月 日付けで承認申請のあった補助金については、承認することが不適当であるため、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 不承認の理由

(様式10)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定した補助金について
は、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第
8条第3項及び第13条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助事業者

(住所)

(氏名)

3 実施箇所

(住居表示)

4 補助対象項目

5 取消理由

- 補助事業が補助要件を満たさなくなった
- 申請または届出を怠った
- その他



(様式11)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

補 助 金 完 了 報 告 書

令和 年 月 日 付け大阪市指令都整 第 号で 補助金交付決定 補助金変更承認

を受けた補助事業が完了したので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 交付決定番号

2 補助対象項目 ブロック塀等の撤去 軽量フェンス等の新設

(様式11－2)

令和 年 月 日

大阪市長

領 収 書 等 遅 延 理 由 書

大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱に基づき、補助金完了報告書の提出を行うにあたり、補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）の提出が次の理由により遅延いたします。
なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

なお、補助対象経費に係る要支払額を示す書類として、当該補助対象経費に係る請求書の写しを添付します。

支 払 い 額 金 円

支 払 い 予 定 日 令 和 年 月 日

補助事業者

住 所

（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

(様式12)

大都整第号
令和年月日

様

大阪市長

補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで補助金完了報告書の提出のあった補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助事業者

(住所)

(氏名)

3 補助対象項目

4 実施箇所

(住居表示)

5 確定期額

(注) 補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、本通知後5年間保存してください。

(様式13)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定取消兼返還命令書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った補助事業については、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第13条及び第19条の規定により、補助金交付決定の取り消しを行うと共に、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1 交付決定番号

2 補助事業者

(住所)

(氏名)

3 実施箇所

(住居表示)

4 返還金額

5 返還期限

6 取消理由

(注) 補助金返還額は、同封の納入通知書により返還期限までに公金取扱銀行に納付してください。

(様式14)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定した補助金について、
大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり取消・変更した
ので通知します。

記

- 1 取消・変更の内容
- 2 取消・変更の理由